

判決年月日	平成 1 7 年 3 月 3 日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第 4 部
事 件 番 号	平成 1 6 年（ネ） 2 0 6 7 号		
○ 掲示板に著作権侵害となる発言があった場合において掲示板運営者に対し当該発言の自動公衆送信等の差止めと損害賠償請求が認められた事例			

漫画家の原告と出版社の控訴人（原告）は、平成14年5月刊行の本件書籍に収録の対談記事について、著作権を共有している。被控訴人（被告）が運営するインターネット上の電子掲示板に、本件対談記事が無断で転載されたことにより、控訴人らの送信可能化権、公衆送信権が侵害されたと主張し、被控訴人に対し、著作権法112条1項に基づき当該対談記事の送信可能化及び自動公衆送信の差止めを求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償を請求したが、原判決は請求を棄却した。

本判決は、損害額の一部につき請求を棄却したが、差止請求を含むその余の請求を認容した。その理由の要旨は次のとおりである。

インターネット上においてだれもが匿名で書き込みが可能な掲示板を開設し運営する者は、著作権侵害となるような書き込みをしないよう、適切な注意事項を適宜な方法で案内するなどの事前の対策を講じるだけでなく、著作権侵害となる書き込みがあった際には、これに対し適切な是正措置を速やかに取る態勢で臨むべき義務がある。掲示板運営者は、少なくとも、著作権者等から著作権侵害の事実の指摘を受けた場合には、可能ならば発言者に対してその点に関する照会をし、更には、著作権侵害であることが極めて明白なときには当該発言を直ちに削除するなど、速やかにこれに対処すべきである。

本件における著作権侵害は、本件各発言の記載自体から極めて容易に認識し得た態様のものであり、本件掲示板に本件対談記事がそのままデジタル情報として書き込まれ、この書き込みが継続していたのであるから、その情報は劣化を伴うことなくそのまま不特定多数の者のパソコン等に取り込まれたり、印刷されたりすることが可能な状況が生じていたものであって、明白で、かつ、深刻な態様の著作権侵害であるというべきである。被控訴人としては、控訴人出版社の編集長からの通知を受けた際には、直ちに本件著作権侵害行為に当たる発言が本件掲示板で書き込まれていることを認識することができ、発言者に照会するまでもなく速やかにこれを削除すべきであった。にもかかわらず、被控訴人は、上記通知に対し、発言者に対する照会すらせず、何らの是正措置を取らなかったのであるから、故意又は過失により著作権侵害に加担していたものといわざるを得ない。